

児童・生徒に対する「性的行為」の根絶のための須坂支援校内ルール

学校教育は、教職員に対する信頼があってこそ成り立つものです。その信頼を裏切るものが教職員の非違行為です。特にわいせつな行為は、被害者の人権を踏みにじり、子どもたちや保護者を始め、県民の学校教育に寄せる信頼を著しく失墜させる悪質な行為であり、断じて許すわけにはいきません。

平成25年7月の「信州教育の信頼回復に向けた行動計画」に加え、このたび、専門家の意見を踏まえ、「わいせつな行為根絶のための特別対策」を策定しました。失われた信頼を回復するため、私たちは強い思いで行動しなければなりません。「学校からわいせつな行為を根絶する」ために。

平成28年10月26日 長野県教育委員会教育長 原山 隆一（一部抜粋）

***本校職員が、性的行為に係る非違行為を絶対に行わないため、次のルールを定めて徹底する。**

- (1) 本校は、子ども達への介助や支援をする際、身体接触するケースが多い学校である。ゆえに教職員は自らを強く律し、教育公務員としての自覚と責任を持って行動する。
- (2) トイレ・着替え・入浴等の基本的な生活習慣に関わる指導・支援は、同性介助を基本とする。
- (3) 児童・生徒と、教室等で外から見えない状態で1対1にならない。また窓のない部屋等での指導は、可能な限り複数職員で行う。（ドアの開放、複数での対応を原則とする）やむを得ない場合は、学校長・教頭に連絡した上で行う。
- (4) 保護者と面談についても（3）と同様とする。また、面談の内容や発言内容については、誰が見聞きしても全く問題が認められないように十分に配慮する。
- (5) 教室、その他諸室の小窓は外から誰もが見えるようにする（ポスター、紙等は貼らない）。
- (6) 児童・生徒ならびに保護者と私的な電話、メール、SNS等によるやり取りは行わない。（ただし緊急時は除く）
- (7) 教育目的外はもちろん、教育目的でも unnecessaryな児童・生徒の撮影や録画をしない。
- (8) 教育目的外で児童・生徒に性に関することを話題にしたり、質問したりすることはしない。また、性に関する指導を行う際に、目的を明確にし、部内で内容を検討した上で扱う。
- (9) 児童・生徒、保護者、教職員が相談できる窓口を設置するとともに、校内・校外通報相談窓口を周知する。
- (10) わいせつ行為が疑われるときは、躊躇することなく校内相談窓口へ報告する。
- (11) 教室、その他諸室の管理が適正ではないと判断する場合や、指導方法が不適切と感じるときは、躊躇することなく校内相談窓口へ報告する。

<相談窓口は次のとおりとする>

【校内相談窓口】

- | | | |
|-----------|--------|-----------------------|
| ① 保健室・職員室 | 養護助教諭 | 竹内 亜理沙 |
| ② 職員室 | 教頭 | 青木 昭 |
| ③ 職員室 | 自立活動担当 | 三溝 みづえ、
佐藤 美紀、林 麻由 |

【校外・通報相談窓口】

(1) 児童・生徒、保護者を対象

- ① 学校生活相談センター
電話番号：0120-0-78310「なやみいおう」
（無料）24時間受付
メールアドレス：gakko-sodan@pref.nagano.lg.jp
- ② 子ども支援センター
子ども専用ダイヤル：0800-800-8035
大人用ダイヤル：026-225-9330
〔月曜日～土曜日 10:00～18:00（日曜日・祝日・年末年始は休み）〕
メールアドレス：kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp

(2) 教職員を対象

- ① 教職員通報・相談窓口
封書：〒380-8570 長野県教育委員会「通報・相談窓口」あて
メールアドレス：kyoin-tsuho@pref.nagano.lg.jp



令和元年(2019年)5月29日試行